公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成１５年細則(調)第８号）（以下「細則」という。）に基づき下記のとおり公告します。

2026年11月13日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役　理事

調達管理番号	26a00136	
地域／国名	東ティモール	
調達件名	東ティモール国海上保安能力向上プロジェクト向け機材（ロット2）	
主要機材名・仕様概要	主要機材名	船外機等
	取引条件	船積渡し
	輸出者	受注者（ただし、on behalf of JICA）
仕様・数量等	機材仕様明細書を参照	
競争参加資格	公告・公示日において有効である全省庁統一資格を有すること。	
	日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。	
	契約事務取扱細則第4条に該当しないこと。	
	その他、業務仕様書に記載の参加要件に該当すること。	
入札・開札日時、場所	2026年12月10日 16時00分	
契約担当部署	国際協力調達部契約推進第三課 電話番号：03-5226-6609 メールアドレス：e_sanka@jica.go.jp	
その他	必ず当機構ホームページに掲示している「入札説明書」を参照ください。	

調達管理番号(26a00136)

入札説明書
【電子入札システム対象案件】

２０２６年１１月１３日
独立行政法人国際協力機構

独立行政法人国際協力機構の「東ティモール国海上保安能力向上プロジェクト向け機材（ロット2）」の調達に係る入札公告に基づく入札等については、当機構契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

【入札説明書の改定（2025年7月）】
・４（１）にメール送受信にかかる留意点を追記しました。
・５（１）イに記載の質問に関する注意点を追記しました。
・６（１）イおよび７（１）イ記載の全省庁統一資格について、2025年7月1日以降公告案件から、令和07･08･09年度のみを認めます。
・１３（１）競争に参加する資格を有しない者のした入札、（２）入札書締切日時後に到着した入札および（４）同一入札者による複数の入札を削除します。
・１４（２）の記載を修正しました。

１　公告日： 別紙【手続・締切日時一覧】のとおり

２　契約担当役： 理事

３　競争入札に付する事項

・件名：　東ティモール国海上保安能力向上プロジェクト向け機材（ロット2）

・主要調達機材名及び仕様（詳細は機材仕様明細書を参照）：
船外機等
（１）取引条件：船積渡し
（２）輸出者：　受注者（ただし、on behalf of JICA）
（３）船積（空）港：　日本国内の国際港
（４）仕向（空）港：　東ティモール国ティバール港
（５）納入期限（機材番号7及び8を除く全品目）　：　契約締結日から6か月
納入期限（機材番号7「船外機チルト整備専用工具」、機材番号8「船外機消耗品」：　契約締結日から8か月
（６）業務完了期限：　第２回納入期限から3か月
履行期間：契約締結日から12か月

４　手続全般にかかる事項

（１）担当部署
郵便番号１０２-８０１２
東京都千代田区二番町５番地２５　二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部契約推進第三課（機材担当）
TEL：０３-５２２６-６６０９
メール:e_sanka@jica.go.jp
※当機構からのメールを受信できるよう、当機構のドメイン（jica.go.jp）またはメールアドレスを受信できるように設定してください。
※メールを送付後、受信完了の連絡が無い場合は上記電話番号 までお問合せください。
※当機構のメールシステムのセキュリティ設定上、zip形式のファイルが添付されたメールは受信不可となりますので、他の形式でお送りください。これにより難い場合は、上記の連絡先までお問い合わせください。

（２）書類の提出、授受方法
電子入札システム上で行います。
【電子入札システムポータルサイト】
https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html

（３） 電子入札システム上の案件分類について
電子入札システム上、**本案件は「工事、コンサル」に分類されております。**
お間違えのないようご注意ください。
操作手順の詳細は、以下URLから電子入札システム　ポータルサイトへアクセスし４つ目の項目
「マニュアルなど」から「（新）物品の調達・役務の提供、機材調達等契約　操作マニュアル」の
リンク先マニュアル6ページを参照ください。
https://www.jica.go.jp/about/ar

＊JICA電子入札システムでの入札を行うためには、以下の準備及び期間が必要となりますので、
初めての方はお早めにご準備ください。
①認証局発行のICカード及びカードリーダーの準備
詳細は上記ポータルサイトに掲載の操作マニュアル「操作マニュアル（設定～利用者登録）」をご参照
ください。認証局によりますが、ICカードの発効には2～4週間かかります。
②団体情報の登録及び「業者番号」の入手
電子入札システムでの利用者登録に「業者番号」が必要です。業者番号発行にはJICAの団体情報登録が
必要であり、登録がない場合はあらかじめ団体登録手続きが必要となります。なお、同登録には、
7～10営業日かかります。
【団体情報登録】https://www.jica.go.jp/about/announce/notice/organization/index.html

（４） 書類等の押印省略
機密保持誓約書、共同企業体結成届、委任状及び入札書等の提出書類については、
全て代表者印等の押印を原則とします。ただし、押印が困難な場合は、各書類送付時のメール本文に、
社内責任者の役職・氏名とともに、押印が困難な旨を記載し、社内責任者より（もしくは社内責任者に
cc を入れて）メールを送信いただくことで押印に代えることができます。

５　本件入札に関する質問

（１） 機材仕様明細書の内容等、この入札案件に関する質問がある場合は、次に従い所定の様式により
提出してください。
ア. 質問受付期限および提出方法：別紙【手続・締切日時一覧】のとおり
イ. 注意:質問受付期限を過ぎてから届いた質問及び口頭による質問に対してはお答えできませんのであらかじめ
了承願います。
本件については、機材仕様明細書に参考銘柄として記載しているもの以外のものを提案したい場合は、
必ず提出期間内にその銘柄のカタログを添付して採用の可否につきメールで質問してください。
質問書提出以降の参考銘柄以外の提案は認めません。
（２） 質問に対する回答は、別紙【手続・締切日時一覧】の日時に掲示します。
ア. 質問回答は、掲載後に追加されて再掲載することがありますので、入札書提出までに必ず確認してください。
イ. 質問を受け確認したことによって、仕様・数量等が変更されることがあります。また、質問がない場合にも
訂正が生じることがあります。いずれも「質問回答」欄に掲載しますので、本件競争参加希望者は、質問提出
の有無にかかわらず、必ずご確認ください。入札金額は、掲載した全ての回答・訂正が反映されたものと見な
されます。

６　競争参加資格

(1) 消極的資格制限
以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成１５年細則(調)第８号）第４条に基づき、
競争参加資格を認めません。
１） 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者
具体的には、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）または民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の
適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発効していない法人を言います。
２） 当機構から「独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程」
(平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者
具体的には、以下のとおり取扱います。
ア. 競争参加資格確認申請書の提出期限日において上記規程に基づく資格停止期間中の場合、本入札には
参加できません。
イ. 資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間
となる場合は、本入札には参加できません。
ウ. 資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。
３） 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成２４年規程(総)第２５号）第２条第１項
の各号に掲げる者
具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、
社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

４） 次の各号の一に該当すると認められる者であって、その事実があった後２年を経過しない者
ア. 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
イ. 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
ウ. 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
エ. 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
オ. 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者
カ. 前各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（2）積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第５条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

１） 公告日において、令和07･08･09年度全省庁統一資格にて「物品の製造」又は「物品の販売」の格付けを有する者（等級は問わない）

２） 日本国登記法人 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること

３） 輸出実績を有する者

４） 資本関係又は人的関係

競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが、共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

a）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

① 子会社等（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号の２に規定する子会社をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。②において同じ）の関係にある場合

② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

b）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

i. 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
- 会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- 会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- 会社法第２条第１５号に規定する社外取締役
- 会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている取締役

ii. 会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

iii. 会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている社員を除く。）

iv. 組合の理事

v. その他業務を遂行する者であって、ｉからivまでに掲げる者に準ずる者

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第６４条第２項又は会社更生法第６７条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

c）その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記a）又はb）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

※ 留意事項：技術提案書を提出しようとする者の間で競争参加意思等の確認・相談を行うことは原則として認めていませんが、上記の資本関係又は人的関係に基づく競争参加制限を回避する目的で当事者間で連絡を取ることは、これに抵触するものではありません。

7 競争参加資格確認の申請

（１） 本競争の参加希望者は、下記ウ. 提出方法のとおり電子メールより全省庁統一資格審査結果通知書(写)及び資本関係又は人的関係に関する申告書をPDFで添付して提出してください。
なお、下記の締切日時までに必要書類を提出しない者及び競争参加資格がないと通知された者は、競争に参加することができません。

ア. 競争参加資格申請書受付期間 ： 別紙【手続・締切日時一覧】のとおり

イ. 提出書類：

〇令和07･08･09年度審査結果通知書(全省庁統一資格) 写し
〇資本関係又は人的関係に関する申告書（該当なしの場合も提出します）

ウ. 提出方法：以下の様式をJICAホームページよりダウンロードして、メールでのご提出をお願いいたします。
様式 一般競争入札（海外向け機材）「資本的関係又は人的関係に関する申告書」
https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/form/oversea/op_tend.html
送付先：e_sanka@jica.go.jp
メールタイトル:【提出】調達管理番号20axxxxx_社名●●_競争参加申請書

（２） 確認の結果、資格有と判断される場合は結果を通知しません。資格無しと判断される場合のみ結果をご連絡します。

（３） その他

ア. 発注者は、提出された申請書を、本件の競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用することはありません。

イ. 申請書に関する問い合わせ先は、上記4.を参照ください。

８ 競争参加資格がないと通知された者に対する理由の説明

（１） 当機構より競争参加資格がないと通知を受けた者は、その理由について、通知した日の翌日から起算して７営業日以内に、その理由について説明を求めることができます。ご要望があれば「４.担当部署等」までご連絡ください。

９ 辞退書の提出

（１） 競争参加資格の確認を申請した者が競争参加を辞退するときは、電子入札システム「辞退書_提出」ボタンから辞退届を提出することとなっています。
辞退書提出期限：入札書受付締切予定日時まで

（２） （１）の手続きにより競争参加を辞退した者は、これを理由として以後の資格の確認等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

（３） その他

ア. 提出期限以降における辞退書の取り消しは認めません。

イ. 辞退書に関する問い合わせ先は、上記４. 参照。

１０ 入札執行（入札）の日時

本入札において、再入札の可能性もあるため、入札者は開札予定日時に電子入札システムを操作できる場所で待機願います。再入札については、発注者から再入札実施日時を通知しますので、指定時間中に再入札書を電子入札で提出願います。
また、時間内に再入札もしくは辞退の意思表示がなされない場合には失格となります。

（１）入札書受付期間および開札日時: 別紙【手続・締切日時一覧】のとおり

（２）再入札の場合は、発注者からの連絡及び電子入札システムにより再入札の指示以降、上記同様に再入札書受付開始/締切及び開札予定日時を電子入札システムで確認した上で再入札書を提出して下さい。

１１ 入札者の失格

入札書受付締切予定日時までに入札書を提出しなかった場合（再入札時の場合も含む）には入札者を失格とします（受注者側のPCのトラブルによる場合も含む）。
その他入札執行者の指示に従わなかったときも失格とします。

１２ 入札方法等

（１） 電子入札システムで入札を行います。

（２） 以下の費用を含んだ総価（円）をもって入札金額とします。ただし、輸入通関は相手国政府の責任と費用負担で行います。

ア. 機材仕様明細書に示される全品目に対する機材代金

イ. 梱包条件書に基づく輸出梱包にかかる費用

ウ. 輸送条件書に基づく輸送にかかる費用
※輸送費には貨物海上保険料を含みます。また、保険付保規制国においても、日本国政府と相手国政府間との取り決めに基づき、「付保規制」の対象外になりますので、本邦保険会社による保険付保が可能です。手続きの際に、必要に応じ様式集の「貨物海上保険に係る通知」を本邦保険会社に提出してください。

エ. 技師派遣条件書に基づく派遣にかかる費用

（３） 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とします。

（４） 本件は、輸出申告の名義を落札者とする輸出取引であり、契約金額に消費税はかかりません。

（５） 一旦提出した入札書は、引換、変更又は取消すことができません。

（６） 海外向け機材調達にかかる各種手続きは、「JICA海外向け機材調達の手引き（高額機材）」に記載しています。本入札で使用する所定の入札書式及び一般的な配慮事項等が含まれていますので、入札に参加する方は予め内容をご確認のうえ入札してください。同手引は次のURLからダウンロードできます。
https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/form/oversea/n_files/1201049_016-2507.pdf

（７） 入札保証金は免除します。

１３ 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

（１） 明らかに連合によると認められる入札
（２） 同一入札者による複数の入札
（３） その他入札に関する条件に違反した入札
（４） 条件が付されている入札

１４ 落札者の決定方法

（１） 発注者の予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
（２） 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子入札システムの抽選機能により落札者を決定します。その際に必要となる「くじ入力番号」（３桁の半角数字）を必ず入力してください。

１５ 入札手順等開札までに行うべきこと

（１） 入札の手順

１） 開札までに行うべきこと
入札者は電子入札システムにより入札書締切日時までに入札金額を入力・提出します。

２） 開札
入札執行者は、開札時刻に電子入札システムにより開札し、入札結果をシステム上で入札者に開示します。

３） 再入札及び不落随意契約交渉

ア. 開札後、再入札が発生した際には入札者は電子入札システムにより再入札通知書に記載の入札書受付/締切日時、開札日時及び入札最低金額に従って、再入札書を提出します。入札者は開札日時以降、入札結果を確認できるようPCの前で待機するようにお願いします。

イ. 開札の結果、すべての入札金額が予定価格を超える場合には、ただちに２回目の再入札を行います。
再入札を２回行っても落札者がないときは、入札を打ち切り、入札金額の最も低いものから、順次不落随意契約の交渉を行う場合があります。
なお、１回目もしくは２回目の再入札が応札者全員の辞退による不調に終わった場合には、その前の入札における入札金額の最も低いものから、順次不落随意契約の交渉を行うことがあります。
また、上記経緯による不落随意契約の交渉が不調であった場合には、再入札を辞退した者との間でも不落随意契約交渉を行う場合があります。

（２） 入札途中での辞退
「不調」の結果に伴い、再入札を辞退する場合は、「辞退」表示を選択して辞退届を提出して下さい。

（３） 落札者と宣言された者の失格
落札者と宣言された者について、入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められる場合には当該落札者を失格とし、改めて落札者を決定する場合があります。

１６ 契約金額内訳、機材仕様明細書の提出、契約書作成及び締結

（１） 落札者は、入札会後に契約金額内訳、機材仕様明細書を提出してください。
（２） 当機構における内訳明細書の確認及び内部手続きの完了後、契約相手と決定された者は電子契約書による契約に同意するものとみなし、当機構が契約書（案）を雛型に基づき作成し、電子署名により締結します。
（契約書の日付は、内訳明細書の確認及び当機構の内部決裁が完了後に当機構が指定します。）
なお、書面による契約を希望する場合は、落札後発注者へご照会ください。電子契約書の導入については次のURLをご参照ください。
https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/1515885_47198.html
（３） 契約書（案）の雛型は、当機構ホームページの次のURLに掲載する雛型のとおりです。
https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/oversea/op_tend.html

ア. 電子契約書を利用して契約締結する場合
本契約の証として、本書を電磁的に作成し、発注者、受注者それぞれ合意を証する電磁的措置を執ったうえ、双方保管するものとする。なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。

イ. 従来の紙で作成された契約書にて契約締結する場合
本契約の証として、本書２通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自１通を保持する。

（４） 雛型名称：船積渡し
（５） 契約保証金は免除します。

１７ 契約締結後の提出書類等

（１） 受注者は契約締結後、保険申込み及び保険料の支払いを行いますが、被保険者は当機構になります。
（２） 受注者は、危険品及び温度管理品について、納品３０日前までにその有無を所定の様式により当機構に提出するものとします。
（３） 受注者は、検疫、梱包材の燻蒸証明取り付け、原産地証明、領事査証等、その他各種許可承認の手続きが必要な場合、受注者の責任において行ってください。
（４） 受注者は、輸送書類を契約書に定める期限までに作成し、当機構に提出するものとします。提出が遅延したことにより発生する費用（倉庫料等）に関しては、受注者負担とします。
（５） 薬品を調達する場合は、受注者は、納品予定日の７営業日前までに、その有効期限を所定の様式により当機構に提出するものとします。
（６） 危険品があるときは、受注者は納品３０日前までに、安全データシートを当機構に提出するものとします。

１８ 安全保障輸出管理

（１） 受注者は、その責任において適切な輸出手続きと輸送を行うものとし、全品目について、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）、その他の輸出関連法規及び米国輸出規則（以下、まとめて「輸出規制法規」という。）による輸出規制該当品の有無を確認し、納品３０日前までにその結果を所定の様式により当機構に提出するものとします。

（２） 受注者は、輸出規制法規による該非の判定に必要な資料（項目別対比表、パラメーターシート、米国輸出規則の輸出規制品目分類番号（ECCN）等）を、納品３０日前までに当機構に提出するものとします。

（３） 輸出規制法規による輸出許可・承認の取り付けが必要な場合は、受注者が輸出許可・承認を申請するものとします。当機構は、当該物品の許可・承認に必要な情報のうち当機構が保有する情報を受注者に提供します。

（４） 当該物品の許可・承認の取得が不可能であると判断される場合には、当該物品及び同物品の使用に不可欠な附属物品の発注を取り止め、当該物品の契約を解除します。

１９ 留意事項

（１） 応募者は、「JICA海外向け機材調達の手引き（高額機材）」、機材調達契約約款、契約書案、機材仕様明細書他附属書類を十分理解してから参加するものとします。
JICA海外向け機材調達の手引き（高額機材）

（２） 委任状等に虚偽の記載をした場合においては、措置規程に基づき措置を行うことがあります。

（３） 落札者が独占禁止法あるいは刑法に定める談合等不正行為を犯し、行政処分または刑が確定したときは、落札者は談合等不正行為にかかる違約金として契約金額の１００分の１０を当機構へ支払うものとします。また、この場合当機構は当該落札者とは契約を締結しません。もし契約締結後にかかる状況になった場合は、当機構は、契約書に基づき、同上の違約金を徴取するとともに、該当契約を解除します。

（４） 正当な理由なくして次の各状況に該当する場合は、次回以降の入札参加をお断りする場合があります。

ア. 全品目の梱包才数、危険品及び温度管理品の有無、輸出規制法規による規制該当品の有無について所定の期日までに提出がない場合

イ. 危険品及び温度管理品の有無、輸出規制法規による規制該当品の有無、薬品の有効期限の判定に誤りがあった場合

ウ. 全品目の梱包才数にその後の確定時と比べ大きな誤差があった場合

エ. その他関連業務が粗雑あるいは不誠実と認められる場合

２０ 情報の公表について

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人の役職員経験者の契約相手方への再就職の情報や当該法人との間の取引等の情報を公表することとされたことに伴い、JICAでも同情報の公表を行っています。
つきましては、当機構においてもこれに基づき関連情報を当機構ホームページで公表することとしますので、必要な情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、競争に参加していただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

（１）公表の対象となる契約
財産の買入れの場合、300万円を超える契約

（２）公表の対象となる契約相手方
次のいずれにも該当する契約相手方

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
（注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の３分の１以上を占めていること

（３）公表する情報
契約ごとに、物品役務の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 当機構の役員経験者又は当該契約相手方の役員等として再就職している当機構課長相当職以上経験者の氏名、契約相手方での現在の職名及び当機構における最終職名

イ. 契約相手方の直近３ヵ年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
・３分の１以上２分の１未満
・２分の１以上３分の２未満
・３分の２以上

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

（４）当機構の役職員経験者の有無の確認日：当該契約の締結日とします。

（５）情報提供の方法
契約締結時に所定の様式を提出していただきますので、ご協力をお願いします。
詳細は、次のページをご参照ください。
https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html

以上

様式集

＜参考様式＞
【入札手続に関する様式】
□質問様式
□資本的関係又は人的関係に関する申告書
□共同企業体結成届
□貨物海上保険にかかる通知

【契約締結に関する様式】
□最終見積書
□内訳明細書　（機材仕様明細書）
□契約書 船積渡し/仕向地渡し
□機材調達契約約款
□梱包条件書
□輸送条件書 船積渡し/仕向地渡し
□技師派遣条件書

【契約締結後の提出書類】
□支払先口座届出書
□輸出貿易管理令等調書
□外国製品に関する調書
□危険品・温度管理品の確認について
□仕様変更届 受注者文書
□仕様変更届 製造会社文書
□輸送書類提出様式・受領書
□輸送日程報告カード

以上の様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」
→「海外向け資機材の調達」「一般競争入札」よりダウンロードできます。
https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/oversea/op_tend.html

なお、宛名に理事、件名、公告番号、公告日、入札日を記載する様式には、以下の通り記載してください。
・宛名　：独立行政法人国際協力機構　契約担当役　理事
・件名　：　東ティモール国海上保安能力向上プロジェクト向け機材（ロット2）
・公告番号　：　26a00136
・公告日　：　2026-11-13
・入札会　：　2026-12-10

調達管理番号(26a00136)　　別紙

【手続・締切日時一覧】

２０２６年１１月１３日
独立行政法人国際協力機構

件名 ： 東ティモール国海上保安能力向上プロジェクト向け機材（ロット2）

１ 公告日 ： ２０２６年１１月１３日
・入札説明書に対する質問の提出受付開始

２ 質問受付期限 ： ２０２６年１１月１９日 正午

提出方法：当機構での取りまとめの都合上、以下の様式をJICAホームページよりダウンロードして、メールでのご提出をお願いいたします。
様式 一般競争入札（海外向け機材）「質問様式（質問書）」
送付先：e_sanka@jica.go.jp
メールタイトル:
【入札説明書への質問（社名●●）】26a00136：東ティモール国海上保安能力向上プロジェクト向け機材（ロット2）

３ 質問に対する機構からの回答掲載（ＨＰ） ： ２０２６年１１月３０日以降

４ 入札書受付開始日時 ： ２０２６年１２月１日 正午

５ 競争参加申請書・入札書受付締切日時 ： ２０２６年１２月８日 正午

６ 入札会・開札日時* ： ２０２６年１２月１０日 １６時

機材仕様明細書

東ティモール国海上保安能力向上プロジェクト （ロット２）

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
0	総則	1.中古品は認めない。		
	General	2.仕様欄に記載がなくとも、各機材の用途に応じた機材の正常		
		な動作、運用を満足する適切な機器構成オプション、周辺機		
		器、付属品、および設置に必要な資機材等（設置資材、電源		
		ケーブル、プラグ、端子、バッテリーなど）を含めること。		
		3.メーカー設定の標準付属品は、仕様欄に記載がなくとも当該		
		機材の付属品として含めること。		
		4.仕様欄において「程度」と付記された数値は、その数値を中		
		心値として±10%以内の範囲を認める。		
		5.取扱説明書等について		
		(1)機材番号1.船外機については、下記機材欄の＜標準付属品＞		
		および＜特別付属品＞に記載のものを納品すること。		
		(2)その他の各機材の取扱説明書は、英語版（1部/台）を付属		
		品として納品すること。ただし英語版がない場合に限り日		
		本語版とすることを認める。メーカーが取扱説明書を提供		
		していない場合、取扱説明書なしでの納品を認める。		
		(3)JICA提出用として、上記(1)(2)の取扱説明書（各アイテム		
		につき1部）を別梱包にて機材と同梱し仕向地まで輸送する		
		こと。梱包箱にはJICA提出用取扱説明書であることが分か		
		るよう、英語にて明記すること。		
		6.機材番号1.船外機は、メーカー工場での出荷検査に合格した		
		『予備検査成績票』が貼付されていること。		
		7.機材番号1,2,3,4,5,7,8のスズキマリン銘柄指定の機材に関し、		
		受注者は契約後速やかにアフターサービス、消耗品の販売を担		
		う代理店の連絡先を発注者に連絡すること。		
		8.本件は、技師派遣条件書に記載の技師派遣を要する。		
		9.各機材の輸送、現地での動作試験検査等は、関係する法令・		

機材仕様明細書

東ティモール国海上保安能力向上プロジェクト （ロット２）

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
		規格・基準・設置場所における諸規定を遵守し行うこと。		
1	船外機	（仕様）用途：推進機関		
	Outboard Motor			
		銘柄指定　型番：DF150ATX	スズキマリン	8
		＜標準付属品＞		
		取扱説明書（日本語版　冊子　1部/台）		
		＜特別付属品＞		
		取扱説明書（英語版　CD　1部/台）	スズキマリン	8
		取扱説明書（インドネシア語版　CD　1部/台）	スズキマリン	8
		サービスマニュアル（日本語版　CD　1部/台）	スズキマリン	8
		サービスマニュアル（英語版　CD　1部/台）	スズキマリン	8
		サービスマニュアル（インドネシア語版　CD　1部/台）	スズキマリン	8
		＜JICA提出用取扱説明書＞		
		取扱説明書（日本語版　CD　1部/台）	スズキマリン	1
		取扱説明書（英語版　CD　1部/台）	スズキマリン	1
		取扱説明書（インドネシア語版　CD　1部/台）	スズキマリン	1
		サービスマニュアル（日本語版　CD　1部/台）	スズキマリン	1
		サービスマニュアル（英語版　CD　1部/台）	スズキマリン	1
		サービスマニュアル（インドネシア語版　CD　1部/台）	スズキマリン	1
2	プロペラ	（仕様）用途：機材番号1.船外機用予備プロペラ		
	Propeller			
		銘柄指定　プロペラ(3X16X20)　品番：58700-93L21-000	スズキマリン	20
3	プロペラガード	（仕様）用途：機材番号1.船外機用予備プロペラガード		
	Propeller Guard			

機材仕様明細書

東ティモール国海上保安能力向上プロジェクト （ロット２）

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
		銘柄指定　プロペラガード　品番：21808	スズキマリン	20
4	船外機ロアーユニット	（仕様）用途：機材番号1.船外機用予備ロアーユニット		
	Outboard Motor Lower Unit			
		銘柄指定　ロアーユニット　品番：50040-96881-YAY	スズキマリン	16
5	船外機メンテナンスキット	（仕様）用途：機材番号1.船外機の修理用		
	Maintenance Kit for Outboard Motor			
		銘柄指定　メンテナンスキット　品番：17400-96834-000	スズキマリン	32
6-1	オイルフィルターレンチセット	（仕様）用途：機材番号1.船外機の修理用		
	Oil Filter Wrench Set	セット内容：少なくとも下記を含むセット構成であること。		
		・オイルフィルターカップレンチ（下記21種類を含む）		
		64mm14角、67mm14角、74mm14角、75mm15角、74mm8角、		
		74mm15角、73mm14角、75mm12凹、79mm15角、73mm15山、		
		74mm14山、84mm18凹、89mm15角、91mm15角、92mm15角、		
		95mm15角、76mm12凹、79mm15角、101mm15角、92mm15角、		
		74mm15角		
		・専用レンチ		
		・3/8インチDRアダプター		
		・収納ケース		
		差込角：1/2インチ(12.7mm)sq.		
		カップレンチ材質：アルミニウム		
		参考銘柄　オイルフィルターカップレンチセット（23点組）	アストロプロダクツ	2
		品番：2009000005495		

機材仕様明細書

東ティモール国海上保安能力向上プロジェクト （ロット２）

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
6-2	スパークプラグレンチセット	（仕様）用途：機材番号1.船外機の修理用		
	Spark Plug Wrench Set	セット内容：少なくとも下記を含むセット構成であること。		
		・プラグレンチ（下記5種類を含む）		
		六角対辺サイズ13mm、14mm、16mm、18mm、20.8mm		
		・ホルダー		
		スパークプラグの保持方法：マグネット装備		
		差込角：3/8インチ(9.5mm)sq.		
		参考銘柄　プラグレンチセット　型番：NTB305SPA	京都機械工具	2
7	船外機チルト整備専用工具	（仕様）用途：機材番号1.船外機トリム、チルト装置整備、		
	Tilt Service Tools for Outboard	および修理用		
		下記銘柄指定3機材を構成し納品すること。		
		(1) 銘柄指定　PTTトリムキャップツール	スズキマリン	2
		品番：09944-09810-000 （1個/セット）		
		(2) 銘柄指定　PTTシリンダキャップツール	スズキマリン	2
		品番：09944-09820-000（1個/セット）		
		(3) 銘柄指定　PTTケーブルエクステンション	スズキマリン	2
		品番：09945-79310-000 （1個/セット）		
8	船外機消耗品	（仕様）用途：機材番号1.船外機定期点検用		
	Consumables for Outboard Motor	下記銘柄指定5機材を構成し納品すること。		
		(1) 銘柄指定　アノードセットプロテクション（ブラケット用）	スズキマリン	16
		品番：55320-94910-000（1個/セット）		
		(2) 銘柄指定　アノードプロテクション（ミッドユニット用）	スズキマリン	16

機材仕様明細書

東ティモール国海上保安能力向上プロジェクト （ロット２）

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
		品番：55321-93J50-000（2個/セット）		
		(3) 銘柄指定　サーモスタット50℃	スズキマリン	16
		品番：17670-90J21-000（1個/セット）		
		(4) 銘柄指定　エンジンオイル ECSTAR V7000 10W40 4L	スズキマリン	16
		品番：99000-21EA2-047（4L入り2本/セット）		
		(5) 銘柄指定　ギヤオイル ECSTAR OBM GEAR OIL 800ML	スズキマリン	16
		品番：99000-22B55-000（800mL入り5本/セット）		
9	救命胴衣	（仕様）用途：船上での作業用		
	Life Vest	船舶検査適合品であること。		
		表面生地材質：ナイロン100%		
		色：黒		
		胴ベルト方式：バックル方式		
		胴ベルト数：4点以上		
		サイズ：胸囲115cmまで		
		浮力：9.6kg程度		
		背中部分にエンドユーザーのロゴマークの印刷を施すこと。		
		（参考：印刷サイズ70mm×215mm程度、金色1色）		
		ロゴマークのデザイン、印刷位置、色指定等の詳細は、契約		
		後発注者が受注者に指定する。		
		参考銘柄　オーシャン1型（黒）桜マーク付き／TYPE F	オーシャンライフ	60
		＜特別付属品＞		
		指定デザインのシルク印刷	オーシャンライフ	60
		シルク印刷版下代	オーシャンライフ	1
10	ヘルメット	（仕様）用途：船上での作業用		

機材仕様明細書

東ティモール国海上保安能力向上プロジェクト （ロット２）

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
	Helmet	アウターシェル材質：ハイインパクトABS樹脂		
		インナーフォーム：2層構造		
		ベンチレーター数：11か所程度		
		色：黒		
		サイズ構成と数量：Lサイズ20個、Mサイズ40個		
		参考銘柄　CLASSIC SKATE（MATTE BLACK）	PRO-TEC	60
		＜内訳＞　Lサイズ20個、Mサイズ40個		
11	グローブ	（仕様）用途：船上での作業用		
	Glove	本体材質：ポリエステルニットまたは同等品		
		補強加工：少なくとも掌と指先部にあること。		
		補強部材質：人工皮革		
		補強部滑り止め加工：銀付き滑り止め加工		
		色：黒系		
		サイズ構成と数量：Lサイズ60組、Mサイズ40組		
		参考銘柄　型番：E-127R	TONBOREX	100
		＜内訳＞　Lサイズ60組、Mサイズ40組		
12-1	肘プロテクター	（仕様）用途：船上での作業用		
	Elbow Protector	全長：22cm程度		
		プロテクト部構造：シェルとクッション材による二層構造		
		シェル部全長：9.5cm程度		
		シェル材質：TPE（熱可塑性エラストマー）製		
		サイズ：フリー		
		重量：約180g程度（ペア）		

機材仕様明細書

東ティモール国海上保安能力向上プロジェクト （ロット２）

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
		色：黒		
		左右同形状のペアで1セットとする。		
		参考銘柄　AltaFLEX Elbow Pad AltaGrip（黒）	ALTA Industries	60
		（左右同形状2個で1組）		
12-2	膝プロテクター	（仕様）用途：船上での作業用		
	Knee Protector	全長：24cm程度		
		プロテクト部構造：シェルとその内側にフォーム材を内蔵		
		シェル部全長：18cm程度		
		シェル材質：硬質ラバー製		
		サイズ：フリー		
		重量：約380g程度（ペア）		
		色：黒		
		左右同形状のペアで1セットとする。		
		参考銘柄　AltaFLEX Knee Pad AltaLok（黒）	ALTA Industries	60
		（左右同形状2個で1組）		
13	救助資機材	（仕様）用途：人命救助用クレードル		
	Rescue Equipment	SOLAS承認品であること。		
		安全荷重（SWL）：150kg以上		
		スクランブルネットとしての耐荷重：600kg以上		
		固定ループ：両端にあり（6 か所以上）		
		サイズ：全長2m、幅1.8m		
		ステップ間隔：0.3m程度		
		材質：ポリエステルウェビング、カーボンファイバーロッド		

機材仕様明細書

東ティモール国海上保安能力向上プロジェクト （ロット２）

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
		付属品：キャリングケース		
		参考銘柄　ファイバーライトクレードル	URA	6
		規格：ファイバー2		
		サイズ指定：全長2m、幅1.8m		
		＜標準付属品＞		
		キャリングケース（1個/セット）		
14	（欠番）			
15	カラビナ	（仕様）用途：人命救助等で使用		
	Carabiner	タイプ：O型環付き		
		材質：SUS304		
		外形寸法：φ10mm×56mm×109mm 程度		
		ゲート幅：18mm程度		
		破壊荷重：2,600kg以上		
		許容荷重：215kg以上		
		重量：160g程度		
		参考銘柄　型番：KA10K-S	伊藤製作所	50
16	カラビナ	（仕様）用途：人命救助等で使用		
	Carabiner	タイプ：六角環付き		
		材質：SUS304		
		外形寸法：φ12mm×80mm×156mm 程度		
		ゲート幅：35mm程度		
		破壊荷重：3,000kg以上		

機材仕様明細書

東ティモール国海上保安能力向上プロジェクト （ロット２）

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
		許容荷重：250kg以上		
		重量：342g程度		
		参考銘柄　型番：KL12H-S	伊藤製作所	50

梱包条件書

1　マーキング

梱包ケースの両サイドには、下記のマークをつけること。

(1)ケース・マーク（黒字）

JICA Timor-Leste Office



Dili, Timor-Leste

（インボイス番号）

C/No.　（ケース番号/ケース数）

(2)サイド・マーク(赤字)

TECHNICAL COOPERATION BY THE GOVERNMENT OF JAPAN

(3)CAUTION/CARE　MARK(TOP MARK等)

運送途中で取扱注意が必要な場合は、関連マーク（FRAGILE, HANDLE WITH CARE, THIS WAY UP, CENTER OF GRAVITY等）を見やすい位置に貼付。危険物がある場合は、安全な梱包とし、危険物である旨マークを貼付すること。温度管理品がある場合は、温度管理品である旨マークを貼付すること。

(4)注意事項

①輸送中での盗難防止のため、梱包ケースにはメーカー名やメーカーのマーク、MADE IN JAPANの標記等をつけないこと。

②梱包ケース毎にパッキングリストを作成し、パッキングリストに記載するケース番号と実際のケースに付けるケース番号・内容品は一致させること。

③梱包ケース内の各々の包装箱・袋には、契約書中の内訳明細書の該当するアイテム番号を付すこと。

2　梱包条件

以下のとおりとすること。

ア　共通事項

(1) 仕向地にて大型フォークリフト等がない場合を考慮し、一梱包の重量は単品

を除きできるだけ500kgを超えないようにすること。
⑵ その上で、フォークリフトによる積卸しを想定して、梱包ケースには、滑材、すり材をつけること。
⑶ 各個の重量、容積を平均化し、梱包ケース内には緩衝材を入れて、中の資機材が動揺しないようにすること。また、梱包ケースには必要に応じて重心位置を示すこと。
⑷ 危険物は、国連で定められた輸送用容器（包装・梱包方法）で輸送すること。
⑸ 免税通関が完了するまで屋外の保税蔵置場に置かれることもあるため、中の資機材が雨水で濡れないよう必要に応じ防水処理を行い、結露による錆びを防ぐための乾燥剤の封入などの対応をすること。
⑹ 精密機械や有効期間があるもののような特別配慮を要する資機材については、メーカーと相談し、メーカーが機材の特性から本梱包条件書と異なる梱包方法を提案する場合は、それを採用すること。
⑺ 付属品を含む機材は、本体と付属品を原則同じ梱包ケースに含めることとし、開梱時に機材を容易に判別できるよう配慮すること。

イ　海上輸送梱包
⑴ 長期間の海上輸送に適した堅牢かつ取扱上便利な梱包であること。そのため、原則として、合板密閉梱包とする。梱包に使用する合板は、JAS規格の普通合板とすること。ただし、機材によっては厳重梱包が必要な場合やパレット梱包、すかし梱包またはスチール梱包等が良い場合もあるので、メーカーと相談のうえ適切な梱包とすること。
⑵ 木材梱包とする場合は、次の条件によること。
①原則としてJIS Z 1402以上の規格の木箱密閉梱包とする。
②重量が500kg以上かつ長さ15m、幅5m、高さ5m以内の場合は、JIS Z 1403以上の規格の枠組箱密閉梱包。
③仕向地により国連公表の国際基準（ISPM NO.15）に基づき熱処理・燻蒸などの必要な処理を行った木材を使用すること。
④熱処理・燻蒸証明書：必要に応じて提出すること。
⑶ 必要に応じ、梱包ケースの側板の上下又は中間、及びふた板の両サイド又は中間に、胴桟を打ちつけること。
⑷ 梱包ケースは、必要に応じ、帯鋼、すみ金、かど金により補強すること。
⑸ 電気機器、精密機械、その他特別配慮を要する機材については、真空バリア梱包とすること。
⑹ コンテナによる輸送の場合、20フィートまたは40フィートコンテナの内法寸法に配慮し、コンテナに納めたときに無駄の少ない大きさで各梱包ケースをまとめること 。
⑺ FCLの場合は、その中の貨物は段ボール箱でもよい場合もあるが、LCLの場合

は、合板密閉梱包又は木材梱包とすること。

⑻ 内陸輸送に当たって海上輸送用の梱包ケースを解体する場合に備え、各々のアイテムの包装をダブルカートン強化段ボール箱等内陸輸送に耐えられるものにしておくこと。

以上

輸送条件書

１　業務内容

（１）仕向港までの輸送手配

（２）仕向国輸入通関時に必要な書類（領事査証、原産地証明等）の確認と取得手配

（３）輸出貿易管理令等にかかる取引審査・該非判定、米国再輸出規制にかかる該当品の有無の確認、及び、該当品がある場合の輸出許可取得手続き

（４）船積書類（B/L、インボイス、パッキングリスト等）の作成

（５）輸出通関手続き

（６）危険品がある場合の諸手続き

（７）温度管理品がある場合、輸送中（通関手続き中、内陸輸送中含む）の温度管理に留意すること。

（８）貨物海上保険付保

（９）経由国を通過するための諸手続き

(10) 仕向港から仕向地までの内陸輸送

(11) 上記に付随する業務

２　輸送条件

（１）船積港：日本国内港（受注者の手配による）

（２）仕向港：東ティモール国　Tibar Bay Port

（３）仕向地：

(宛名) Maritime Police Unit Headquarters, National Police of Timor-Leste

(住所) Rua Bidau Lecidere, Dili, Timor-Leste

（４）輸送対象機材：全アイテム海上輸送

（５）業務の範囲

仕向地における荷卸しまで（仕向地でのデバンニング含む）

（６）安全かつ迅速な輸送

受注者は、仕向港に至るまで、安全かつ迅速な輸送を手配しなければならない。

海上輸送にあたっては、受注者は原則次の条件を満たす船舶を手配しなければならない。

（ア）　船齢は１５歳以下

（イ）　国際船級協会連合（IACS）の正会員または準会員の船級を有していること

（ウ）　国際総トン数１０００トン以上

（７）積替え条件

途中経由地での積替えは原則的に禁止する。ただし、輸送事情等やむを得ない理由で積替えする場合は、認めることとするが、貨物海上保険料等の追加分が発生する場合については、受注者の負担とする。

（８）発注者又は荷受人の責任と費用負担で行う事項

①相手国における輸入通関手続き

受注者は荷受人の輸入通関手続きを側面支援し、免税手続きが速やかに行なえるよう必要書類を遅滞なく提出すること。

②通関に日数を要した場合の保管料

通常の通関に必要な日数にかかる保管料は受注者の負担とするが、通常以上に日数を要した場合で、かつ受注者の責によらない場合の保管料は発注者又は荷受人の負担とする。

（９）仕向港から仕向地までの陸上輸送

現地の事情を踏まえつつ、内陸輸送エージェント、輸送手段、ルート、コンテナは買い取りか借り上げかなどについて比較検討の上、安全で効率的な輸送方法を選択すること。また、第三国の通過に必要な経由国での手続きについては、原則として受注者が行い、受注者の費用負担とする。

３　貨物海上保険

発注者を被保険者、受注者を保険契約代行者として、受注者は以下の保険条件で海上貨物保険を手配する。なお、船積み完了または輸送業者への引渡時点から保険が適用される。

・付保期間：海上輸送＋内陸輸送　陸揚港荷揚げ後 120 日
・協会貨物約款（Ａ）（Institute Cargo Clause (A)）
・戦争保険、ストライキ保険を必須とする。
・第三者求償権放棄特約を認める。
・保険金額は機材費、梱包・輸送費の合計の 100%とする。

４　輸送書類

（１）必要書類と部数

受注者は、以下の書類が発行され次第、発注者に速やかに提出すること。

	提出書類名	提出部数
①	海上輸送：Bill of Lading 注 1	正 3 部、写 2 部
②	Invoice 注 2	正 1 部　写 2 部
③	Packing List 注 2	正 1 部　写 2 部

④	保険証券/Marine Cargo Policy 注３	正２部、写１部
⑤	海上保険料請求書／Debit Note 注３	正２部
⑥	検量証明書 注４	必要に応じて
⑦	原産地証明書	正１部、写１部
⑧	領事査証	必要に応じて
⑨	梱包材熱処理証明書等 注５	必要に応じて
⑩	非木材証明書	必要に応じて
⑪	輸送日程報告カード（確定）	電子データ１部
⑫	輸出許可通知書	正１部

注1　B/L は荷受人宛の船積港から仕向地までの一貫した輸送責任を有する Combined Transport（Multimodale） B/L であり、運賃払込済み無故障船荷証券 Clean B/L とする。

注2　書式は受注者のものを使用すること。荷受人宛として受注者署名入りとすること。

注3　原本が PDF の場合は正の提出は不要とする。

注4　海上輸送の場合、日本海事検定協会あるいは新日本検定協会による検量を行い、検量証明書を提出すること。

注5　経由地で必要な場合も取り付けること。

（２）船積書類記載事項

(Consignee)
JICA TIMOR-LESTE OFFICE
Avenida Luromata(Antiga Prai dos Coqueiros), No.3 Comoro, Dili、TIMOR-LESTE
TEL: (670) 3312420
Email : tm_oso_rep@jica.go.jp

(Notify Party)
JICA TIMOR-LESTE OFFICE
Avenida Luromata(Antiga Prai dos Coqueiros), No.3 Comoro, Dili、TIMOR-LESTE
TEL: (670) 3312420
Email : tm_oso_rep@jica.go.jp
Mr. Yojiro Miyashita<Miyashita.Yojiro5@jica.go.jp>

(Shipper)

受注者とする。ただし、on behalf of JICA と追記すること。

(その他)
以下の文言を記入すること。
“The above mentioned equipment is to be donated under Technical Cooperation by the Government of Japan.”

以上

技師派遣条件書

１　対象機材：
機材番号1.船外機
機材番号2.プロペラ
機材番号3.プロペラガード
機材番号4.船外機ロアーユニット
機材番号5.船外機メンテナンスキット
機材番号7.船外機チルト整備専用工具
機材番号8.船外機消耗品

２　業務内容：
対象機材の開梱、内容確認、操作説明および保守説明。
特記事項：
船外機使用後の水洗いを怠ることの弊害、寿命差などの説明、および始動前点検など長期間使用するための保守に関する説明を重点的に行うこと。

３　技師の資格
派遣技師は、メーカー所属またはメーカーが指定する現地法人、代理店等の所属で、上記業務の経験が豊富な技師であること。
設置場所において上記業務を履行するに支障のない語学力（現地語または少なくとも英語）を有すること。

４　想定派遣人数、工数：
1名×5日間、合計5人日

５　スケジュール（案）
このスケジュールは案であり、上記業務を遂行するにあたりメーカーが推奨するより適切なスケジュール計画があればそれにて実行してもよい。

日	業　務　内　容　（例）
１	技師所属先所在地出発
２	現地到着
２～４	開梱、内容確認、対象機材の操作説明および保守説明
４	JICA事務所への報告、現地出発
５	技師所属先所在地到着

６　派遣手続き：

（１）受注者の責任において、航空便手配、ビザ取得、入国のための手続き、宿舎手配等を行う。必要に応じ、発注者は側面支援を行う。
ビザ取得：受注者が要否を確認して手配
現地受入確認：要（発注者が現地に連絡する）

（２）受注者は、派遣国の安全情報、感染症情報等を確認し、派遣される技師に情報を提供するとともに、必要な措置を取る。発注者は、必要に応じ派遣国におけるJICA安全対策措置や国別生活情報等を受注者に提供する。

（３）受注者は、技師・派遣期間を決定次第、発注者に所定の様式にて連絡する。記載情報の概要は次のとおり。

- 派遣技師：氏名、連絡先等
- 所属先：緊急時連絡先等
- 派遣日程：旅程、業務スケジュール等
- 宿泊先：ホテル名、電話番号等
- 海外旅行保険：付保状況
- JICA海外渡航管理システム（トコカン）：登録状況
- 国際協力キャリア総合情報サイトPARTNERWeb安全対策研修受講状況
- 別添資料：パスポートコピー、海外旅行保険証券コピー

７　契約に含む費用：

契約には以下の費用を含む。

- 旅費（航空賃、日本国内交通費、現地交通費、宿泊料等含む）
- 人件費
- ビザ等入国のために必要な経費
- 業務に必要な工具の運搬費用
- 業務に必要な現地で調達する消耗品等の購入費
- その他必要な経費

８　支払：

技師派遣費用は、受注者が発注者に業務完了報告書を提出後、発注者の検査に合格したあとに支払われるものとし、前払は不可とする。
請負契約のため、技師人数、派遣期間、旅費等が変動しても精算は行わない。

９　安全対策措置等

（１）　受注者は、海外に派遣される技師の生命・身体等の安全優先を旨として、自己の責任と負担において、派遣する技師の勤務上の安全に配慮するとともに、仕向国及び技師の業務場所における治安、災害等に関する情報を継続的に収集し、必要な安全対策を講じて、派遣する技師の安全確保

に努めなければならない。受注者は、治安状況の変化その他重要な情報を入手した場合は、発注者に報告しなければならない。

（２） 発注者は、受注者が派遣する技師の安全確保上重要と思われる情報を入手した場合は、受注者に対し速やかに提供するものとする。

（３） 受注者は、技師の身体及び財産の安全を確保するために危険地域からの退避その他の措置（以下「安全対策措置」という。）を実施する場合は、発注者と協議するものとする。ただし、非常の場合又は危険切迫の場合等において、安全対策措置の速やかな実施について発注者と協議する時間がないときは、協議を経ないで安全対策措置を実施することができる。その場合、事後速やかに発注者に報告しなければならない。

（４） 受注者は、派遣する技師に対し、以下の安全対策措置を講じるものとする。

1)技師について、以下の基準を満たす海外旅行保険を付保する。

・死亡・後遺障害　　3,000万円　（以上）

・治療・救援費用　　5,000万円　（以上）

2) 業務を実施する国・地域への到着後、速やかに、滞在中の緊急連絡網を作成し、発注者の在外事務所等に提出する。なお、技師が3か月以上現地に滞在する場合は、併せて、在留届を在外公館に提出させる。

3)業務を実施する国・地域への渡航前に、JICAが提供している海外渡航管理システム（トコカン）に、技師の渡航情報を登録する。

4) 現地への渡航に先立ち、発注者が発注者のウェブサイト（国際協力キャリア総合情報サイト PARTNER)上で提供する安全対策研修(Web 版)を派遣する技師に受講させる。ただし、提供されている研修素材の言語を理解できない技師については、この限りではない。

5) 現地への渡航に先立ち発注者が提供する JICA 安全対策措置（渡航措置及び行動規範）を業務従事者に周知し、同措置の遵守を徹底する。また、発注者より、同措置の改訂の連絡があった場合は、速やかに業務従事者に周知し、改訂後の同措置の遵守を徹底する。

6) 第2号及び第3号の規定は、日本国籍を持たない技師には適用しない。

（５） 第1項の規定に拘らず、発注者は、受注者の要請があった場合又は緊急かつ特別の必要性があると認められる場合、受注者と共同で又は受注者に変わって、技師に対し安全対策措置のための指示をおこなうことができるものとする。

以上